

武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、男性の育児参画及び働きながら子育てしやすい環境づくりを促進するため、男性従業員に育児休業等を取得させた者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する育児休業（次号を除く。）をいう。
- (2) 産後パパ育休 法第9条の2第1項に規定する出生時育児休業をいう。
- (3) 育児短時間勤務制度等 法第23条第1項及び第2項並びに第24条第1項に規定する措置により設けた制度のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 1日の所定労働時間を6時間以下とする短時間勤務制度（短縮前の所定労働時間において、1日の所定労働時間が6時間以下の場合及び1週間の所定労働日数が2日以下の場合を除く。）
 - イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の3第1項の規定により設けた労働時間の制度
 - ウ 1日の所定労働時間を変更することなく、始業又は終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げる制度
- (4) 育児休業等 前3号に掲げるものをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 労働協約、就業規則等に育児休業等について規定していること。
- (5) この奨励金に係る育児休業等の取得について、重複して他の補助金等（佐賀県の「SAGA PAPA育休アシスト奨励金（令和7年4月1日付け男女第156号）」を除く。）の交付を受けないこと。
- (6) 市が実施するジェンダーギャップ解消に係るワークショップの全てに参加すること。
- (7) 市が実施する男性の育児休業等に関する広報及び啓発活動に協力できること。

2 前項の規定にかかわらず、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。次の各号のいずれかに該当する者が、その経営に実質的に関与している場合も同様とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
（対象従業員）

第4条 奨励金の交付の対象となる従業員（以下「対象従業員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 雇用保険の被保険者として雇用されている男性従業員であること。
- (2) 主たる就業場所が市内にあること。
（奨励金の交付要件等）

第5条 奨励金の交付要件、奨励金の額等は、別表に掲げるとおりとする。
（受給資格認定の申請）

第6条 交付対象者は、第8条の規定による奨励金の交付申請をするに当たり、武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金受給資格認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、対象従業員が育児休業等の取得を開始する日（以下「取得開始日」という。）までに、市長に提出しなければならない。ただし、取得開始日までに提出することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、取得開始日後、速やかに提出しなければならない。

- (1) 育児休業等について規定した労働協約、就業規則等の写し
- (2) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（受給資格の認定）

第7条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金受給資格審査結果通知書（様式第2号）により、交付対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条の規定により受給資格認定を受けた交付対象者で、奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 育児休業等の期間、条件等について申請者と対象従業員の間で取り交わしたもの（育児休業等申出書、承認書等）の写し
- (2) 対象従業員の就業状況及び育児休業等の取得状況が確認できるもの（育児休業等の取得開始日前後の出勤簿、タイムカード等）の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

2 前項の交付申請書の提出期限は、受給資格認定の日以後で、次に掲げる日のいずれか早い日とする。

- (1) 育児休業等の取得期間が終了した日の翌日から起算して1箇月を経過した日
- (2) 取得開始日から1箇月を経過した日の翌日から起算して1箇月を経過した日
- (3) 受給資格認定の日が属する年度の3月31日

(奨励金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、奨励金の交付決定を行い、武雄市男性の育児休業等奨励金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第10条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が奨励金の交付を受けようとするときは、速やかに武雄市男性の育児休業等奨励金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

3 交付決定者は、奨励金の交付を受けた日から1箇月以内に、武雄市男性の育児休業等奨励金受給報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 育児休業又は産後パパ育休にかかる奨励金の交付を受けた交付決定者は、対象従業員が職場に復帰した日から起算して1箇月を経過した時点での雇用継続状況を、武雄市男性の育児休業等奨励金雇用継続証明書（様式第7号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示若しくは命令に従わなかったとき。

(書類の保存)

第12条 交付決定者は、奨励金の交付に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類を、奨励金が交付された年度の末日から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	交付要件	奨励金の額
育児休業	次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 令和7年4月1日以後、対象従業員に育児休業等（育児短時間勤務制度等を除く。）を取得させること。 (2) 育児休業等（育児短時間勤務制度等を除く。）を連続して5日以上（勤務を要しない日を除く。）取得させること。	育児休業等1件につき5万円。ただし、各年度において、1交付対象者につき10万円を限度とする。 ※ 対象従業員が育児休業等を1回取得するごとに1件とする。
産後パパ育休	(3) 育児休業等（育児短時間勤務制度等を除く。）の取得後、対象従業員の意思に反して雇用条件の変更をすることなく、元の職場に復帰させ、1箇月以上の雇用を継続すること。	
育児短時間勤務制度等	次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 令和7年4月1日以後、対象従業員に育児短時間勤務制度等を取得させること。 (2) 育児短時間勤務制度等を連続して1箇月以上（勤務を要しない日を含む。）取得させること。	

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

武雄市長 様

交付対象者

所在地

名称

代表者役職・氏名

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が
自署（手書き）する場合は押印不要。（本人が
自署しない場合及び法人の場合は押印が必要）

武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金受給資格認定申請書

武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金に受給資格認定を受けたいので、武雄市男性
の育児休業等取得促進奨励金交付要綱の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請
します。なお、記載内容は事実と相違ありません。

また、本業務に必要な範囲で税等の納付状況に係る情報を確認することに同意します。

交付対象者 (事業者)	チェック 業種	常用雇用の労働者数 もしくは 資本金	
	☐ 製造業その他	3 0 0 人以下	3 億円以下
	☐ 卸売業	1 0 0 人以下	1 億円以下
	☐ 小売業 (飲食店を含む)	5 0 人以下	5 千万円以下
	☐ サービス業	1 0 0 人以下	5 千万円以下
	☐ 市内に本社が ある	☐ 市内に主たる事業所がある (事業所所在地 : 武雄市)	
	☐ 暴力団等と関係を有する者ではありません。		
対象従業員	(フリガナ) 氏 名		
	主たる 就業場所		
	制度取得に係る子の 出生日 (予定日)	年 月 日	

	取得する 制度	☐ 育児休業 ☐ 産後パパ育休 ☐ 育児短時間勤務制度等
	育児休業等 の 取得期間	開始（予定）日 年 月 日
		終了（予定）日 年 月 日（ 日間）
事務担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

【添付書類】

- (1) 育児休業等について規定した労働協約、就業規則等の写し
- (2) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

武雄市長 印

武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金受給資格審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金受給資格認定申請書については、次のとおり決定したので武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金交付要綱の規定により通知します。

審査結果			
交付対象者 (事業者)	所在地		
	名称		
	代表者 役職・氏名		
対象従業員	氏 名		
	主たる 就業場所		
	制度取得に係る子の出生日（予定日）		年 月 日
	取得する 制度	☐ 育児休業 ☐ 産後パパ育休 ☐ 育児短時間勤務制度等	
	育児休業等 の取得期間	開始（予定）日 年 月 日 終了（予定）日 年 月 日（ 日間）	
備 考			

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

武雄市長 様

申請者

所在地

名称

代表者役職・氏名

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が
自署（手書き）する場合は押印不要。（本人が
自署しない場合及び法人の場合は押印が必要）

武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金交付申請書

武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金交付要綱の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、記載内容は事実と相違ありません。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 対象従業員

氏 名	(フリガナ)			
主たる就業場所				
制度取得に係る 子の氏名及び出生日	氏名		出生日	年 月 日
取得する制度	☐ 育児休業 ☐ 産後パパ育休 ☐ 育児短時間勤務制度等			
育児休業等の 取得期間	開始日 年 月 日 終了（予定）日 年 月 日（ 日間）			
対象従業員 本人による証明	上記の記載内容は、事実と相違ありません。 年 月 日 (本人署名)			

【備考】

「対象従業員本人による証明」欄は、必ず育児休業等取得者本人が署名してください。

【添付書類】

- (1) 育児休業等の取得に関し、期間や条件等について明らかにした申請者と対象従業員の間で取り交わしたもの（育児休業等申出書、承認書等）の写し
- (2) 対象従業員の就業状況、育児休業等の取得状況が確認できるもの（育児休業等の取得開始日前後の出勤簿、タイムカード等）の写し

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

武雄市長 印

武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金について、次のとおり決定したので、武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金交付要綱の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 武雄市が実施する男性の育児休業等に関する広報・啓発活動に協力すること。
- (2) 武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金受給報告書（様式第 6 号）を提出すること。
- (3) 武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金雇用継続証明書（様式第 7 号）を提出すること。（育児休業又は産後パパ育休に係る奨励金の交付を受けた者のみ）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

武雄市長 様

交付決定者

所在地

名称

代表者役職・氏名

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が
自署（手書き）する場合は押印不要。（本人が
自署しない場合及び法人の場合は押印が必要）

武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金交付請求書

年 月 日付けで交付決定の通知があった武雄市男性の育児休業等取得
促進奨励金について、武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金交付要綱の規定により、
次のとおり請求します。

1 請 求 額 金 円

2 振 込 先

金 融 機 関 名	銀行・農協・組合・金庫		支店・支所・出張所	
預金口座	1 普 通	2 当 座	口座番号	
口 座 名 義 人	フリガナ			
	名称			

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

武雄市長 様

交付決定者

所在地

名称

代表者役職・氏名

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が
自署（手書き）する場合は押印不要。（本人が
自署しない場合及び法人の場合は押印が必要）

武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金受給報告書

年 月 日付けで交付決定の通知のあった武雄市男性の育児休業等取得
促進奨励金について、武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金交付要綱の規定により、
次のとおり報告します。

1 対象従業員の氏名

2 取得した制度

育児休業

産後パパ育休

育児短時間勤務制度等

3 対象従業員からの報告

・ 育児休業等を取得したきっかけ（事業者からの呼びかけ、本人からの申出等）

・ 育児休業等を取得した感想

4 育児休業等取得後の事業所内での効果・影響

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

武雄市長 様

交付決定者

所在地

名称

代表者役職・氏名

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が
自署（手書き）する場合は押印不要。（本人が
自署しない場合及び法人の場合は押印が必要）

武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金雇用継続証明書

武雄市男性の育児休業等取得促進奨励金交付要綱の規定により、次のとおり証明しま
す。なお、事業主にて「交付対象者」欄と「対象従業員」欄を記入した上で、本人が「対
象従業員本人による証明」欄を記入しました。

交付対象者 (事業者)	名称	
	所在地	
	代表者 役職・氏名	
	職場復帰に ついて	☐ 制度取得後、対象従業員の意思に反した雇用条件の変 更なく、元の職場に復帰させました。
	雇用の継続 について	☐ 育児休業等の取得期間の終了日から1箇月経過時点 で、対象従業員の雇用が継続されています。
	事務担当者	(所属) (氏名)
対象従業員	氏 名	(フリガナ)
	主たる 就業場所	
	取得した 制度	☐ 育児休業 ☐ 産後パパ育休

	育児休業等の 取得期間	開始日 年 月 日 終了日 年 月 日（ 日間）
対象従業員 本人による 証明	上記の記載内容は、事実と相違ありません。 年 月 日 (本人署名)	

【備考】

「対象従業員本人による証明」欄は、必ず育児休業等取得者本人が署名してください。